

適合証明業務手数料改正のご案内

(令和5年8月1日 改定)

(株)千葉県建築住宅センター

新築住宅

【一戸建て住宅】

単位：円（税込）

申請内容		設計検査 ※1	中間現場検査	竣工現場検査
35S 利用, 利用なし [省エネ]	同時申請	15,000 (6,000)	10,000	13,000
	単独申請	20,000 (11,000)	16,000	18,000
35S 利用 [省エネ以外]	同時申請	20,000 (11,000)	10,000	18,000
	単独申請	25,000 (16,000)	16,000	23,000
竣工済特例 ※1	35S 利用, 利用なし [省エネ]	50,000 (45,000)		
	35S 利用 [省エネ以外]	60,000 (55,000)		

○ 同時申請とは、建築基準法による確認・中間・完了検査をそれぞれ当センターで行っている場合をいいます。

※1 () 内の手数料は当センターで申請した下記の認定書等写しを添付（提出予定も含む）した場合に適用となります。

《認定書等》 ・BELS 評価 ・低炭素住宅 ・性能向上計画認定住宅
・長期優良住宅（令和4年10月以降の技術審査基準に限る）

※2 フラット35Sの内、耐震性を選択する場合は、下記の金額を加算した手数料とします。

ただし、当センターの建築確認申請において構造計算書を添付した場合を除きます。

※3 基礎や横架材の確認方法が許容応力度計算による場合は構造計算書の手数料とします。

単位：円（税込）

耐震性 ※2, 3	壁量計算書	設計検査	申請建築物1棟ごと	10,000
	構造計算書	設計検査	申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡以内のもの	15,000
			申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡を超え2,000㎡以内のもの	30,000

【共同建て住宅・賃貸住宅】

単位：円（税込）

区分	申請内容		設計検査	竣工現場検査
一般 登録マンション 以外	35S 利用, 利用なし [省エネ]	同時申請	$3,000 \times \text{申請戸数} + 20,000$	$3,000 \times \text{申請戸数} + 20,000$
		単独申請	$5,000 \times \text{申請戸数} + 40,000$	$5,000 \times \text{申請戸数} + 40,000$
	35S 利用 [省エネ以外]	同時申請	$5,000 \times \text{申請戸数} + 40,000$	$5,000 \times \text{申請戸数} + 40,000$
		単独申請	$8,000 \times \text{申請戸数} + 60,000$	$8,000 \times \text{申請戸数} + 60,000$
フラット35 登録マンション	35S 利用, 利用なし [省エネ]	同時申請	$1,500 \times \text{申請戸数} + 20,000$	$1,500 \times \text{申請戸数} + 20,000$
		単独申請	$2,500 \times \text{申請戸数} + 40,000$	$2,500 \times \text{申請戸数} + 40,000$
	35S 利用 [省エネ以外]	同時申請	$2,500 \times \text{申請戸数} + 40,000$	$2,500 \times \text{申請戸数} + 40,000$
		単独申請	$4,000 \times \text{申請戸数} + 60,000$	$4,000 \times \text{申請戸数} + 60,000$

○ 同時申請とは、建築基準法による確認・中間・完了検査をそれぞれ当センターで行っている場合をいいます。

中古住宅

【一戸建て住宅】

単位：円（税込）

区分	申請内容	手数料
フラット 35・財形住宅	35S 利用なし	50,000
	35S 利用	55,000
フラット 35 リノベ		100,000

【共同建て住宅・賃貸住宅】

単位：円（税込）

区分	申請内容	単 独	他住戸活用
フラット 35・財形住宅	35S 利用なし	50,000	40,000
	35S 利用	55,000	45,000
	登録マンション	40,000	30,000
フラット 35 リノベ		100,000	100,000

【リフォーム融資】

単位：円（税込）

区分	申請内容	手数料
耐震改修工事（改修・耐震補強）		115,000
エネルギー消費性能向上工事 （グリーンリフォームローン）	35S 利用なし	100,000
	35S 利用	115,000
高齢者居住環境改善工事		100,000
その他の融資対象リフォーム工事		50,000

※ 建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付（新築）が昭和 58 年 3 月 31 日以前）の建築物については、耐震評価基準に適合していることが必要であり、一戸建て住宅は 15,000 円、共同建て住宅・賃貸住宅は 20,000 円が加算されます。

留意事項

- 登録マンションとは、住宅金融支援機構がマンション情報登録を行っているものをいいます。
- フラット 35S 適用基準（省エネルギー性以外）を複数選択する場合は 1 基準につき 5,000 円（耐震性は加算有り。）を加算します。
- フラット 35S の内、金利 A タイプ耐久性・可変性の申請は 35S 利用なしの手数料とします。
- 住宅性能評価を利用している場合の 35S の手数料、計画変更にかかる手数料については、別途相談願います。
- 適合証明書の再発行手数料は、申請者用・金融機関提出用・住宅金融支援機構提出用それぞれ一通につき 3,000 円とします。

お問い合わせ



株式会社 千葉県建築住宅センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館

（2・3階 確認・構造審査部）

TEL：043-222-0321 FAX：043-222-0325

URL：http://www.cbh-center.co.jp